

大阪医科薬科大学 大学院医学研究科研究生出願要項

1. 出願時の注意

- (1) 研究生は本学大学院医学研究科設置の授業科目のうち、特定分野に属し、指導教授のもとに研究を行うものとします。
- (2) 研究生として出願する者は、事前に指導教授の内諾を得てください。
- (3) 研究生は、指導教授と授業担当者の承諾を得て、本学学部あるいは大学院の授業に出席することができますが、単位修得や課程博士の学位を取得することはできません。
- (4) 研究指導及び授業の大部分は日本語で行われるため、出願者は日本語を理解できる必要があります。

2. 出願資格

研究生として出願できる者は、次のいずれかとします。

- (1) 学校教育法第83条に定める大学（以下、「大学」という）を卒業した者及び2024年3月卒業見込みの者
- (2) 大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者及び2024年3月までに授与される見込みの者
- (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者及び2024年3月までに修了見込みの者
- (4) 昭和28年文部省告示第5号をもって文部科学大臣の指定した者
- (5) 専門学校のうち、修業年限が4年以上等の要件を満たしたもので、文部科学大臣が認めた課程を修了した者及び2024年3月までに修了見込みの者
- (6) 2024年3月末で、大学に3年以上在学し、または外国において学校教育における15年の課程を修了し、本研究科において所定の単位を優れた成績をもって修得したと認められた者
- (7) 本研究科において、個別の出願資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、2024年3月31日現在において22歳以上の者

3. 在学の開始時期

在学の開始時期は年度の始めとします。ただし、特別の事情がある場合は、この限りではありません。

4. 在学期間

研究生として出願できる者は、次のいずれかとします。

- (1) 在学期間は在学開始月より当該年度末までとします。

- (2) 在学期間が満了となる場合も、研究のため引き続き在学しようとする者があるときは、学長の許可を得て在学期間を延長することができます。

5. 出願資格審査（該当者のみ）

出願資格（6）（7）のいずれかに該当する出願希望の場合、事前に出願資格を審査しますので、学務部医学事務課まで事前連絡のうえ、別表1に記載の①～⑦までの出願書類を提出してください。

なお、外国人（永住許可者等を除く）については、所定の提出書類の他、別表2に記載の⑧～⑪の書類もあわせて提出してください。また、提出書類は原則日本語で作成することとし、公的機関の発行する証明書等で、日本語・英語以外での作成の場合は、当該書類に日本語訳を添付してください。

6. 出願書類

別表1に掲げる所定様式を本学大学院医学研究科ホームページよりダウンロードのうえ、作成してください。

7. 選考方法

書類審査により選考を行います。ただし、必要がある場合は面接等を行うことがあります。

入学願書提出後、大学院委員会を経て医学研究科教授会において入学の許可または不許可が決定されます。

8. 在学許可

入学の許可又は不許可は、決定次第本人あてに通知します。

9. 在学手続

研究生として在学を許可された者は、所定の期間内に入学手続を行ってください。

10. 授業料等

入学を許可された者は、「振込依頼案内文書」を送付しますので、指定された期日までに別表3に掲げる手続料と授業料を納入（必ず振込人欄には個人名を記入してください）するとともに、同期日までに個人情報に関する基本方針・個人情報の保護に関する法律に係る同意書を学務部医学事務課まで提出してください。

なお、手数料及び授業料の納入と必要書類提出の完了をもって、本学大学院医学研究科研究生として許可することとします。

11. 継続手続

研究期間の継続を希望する場合は、所定の期日までに研究継続願（要指導教授印）、調査票、住所変更届（該当者のみ）、研究成績報告書を学務部医学事務課に提出してください。

また、指定された期日までに次年度の授業料を納入してください。

研究継続願の提出がない場合は研究歴として認められません。

なお、勤務先を変更された場合（変更予定を含む）は、勤務先変更届とあわせ、新しい勤務先所属長による研究承諾書を提出してください。

12. 所属教室の変更

所属教室を変更、追加するときは、研究生所属教室変更届に両指導教授の許可を得て、学務部医学事務課へ提出してください。

13. 研究生辞退について

研究生を辞退する場合には、辞退願（要指導教授印）を学務部医学事務課に提出してください。

なお、辞退手続が遅れた場合、所定の授業料を支払っていただくこととなりますので、ご注意ください。

14. 安全保障輸出管理について

本学では、留学生の受け入れに際して、「外国為替及び外国貿易法」に基づく、安全保障輸出管理を行っています。

これにより、希望する教育が受けられない場合や研究ができない場合がありますので留意してください。

別表 1

出願書類

必要書類	注意事項
① 研究生願書	所定様式
② 履歴書	所定様式
③ 住民票	市区町村長の発行による
④ パスポートの写し ※外国人のみ	顔写真が掲載されているページの写し
⑤ 在留カードの写し (両面) ※日本在住の外国人のみ	すでに渡日し、日本で住民登録を行っている者のみ、在留資格、在留期間及び現在の住所が記載されたもの ※「留学」以外の在留資格で在住している者は、在留資格の変更が必要
⑥ 最終学歴の卒業証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出願する3ヶ月以内に発行されたもの ・ 出身大学の学長または学部長が証明したもの、または外国の学校教育機関の長が証明したもの ・ 複数の大学卒業及び修士課程（博士前期課程）修了者は、すべての卒業学部及び修了研究科の証明書もあわせて提出すること ・ 卒業及び修了見込の者は卒業及び修了証明書を提出すること ・ 卒業及び修了証明書を発行しない国等から出願する者は卒業及び修了証書（Diploma）を複写し、出身校の公印を受けたものを提出すること
⑦ 研究生承諾書 (勤務先所属長承諾書)	出願時に官公庁、企業、研究機関、病院等に在職中の者は、当該所属長による署名・公印を押印したものを提出すること ※研究許可期間中に就職した場合は、速やかに承諾書を提出すること

別表 2

外国人（永住許可者等を除く）出願者の出願資格認定審査に必要な提出書類

必要書類	注意事項
⑧ 指導教授の推薦書	所定様式
⑨ 成績証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出願する3ヶ月以内に発行されたもの ・ 出身大学の学長または学部長が証明したもの、または外国の学校教育機関の長が証明したもの ・ 複数の大学卒業及び修士課程（博士前期課程）修了者は、すべての卒業学部及び修了研究科の証明書もあわせて提出すること
⑩ 研究活動についての口述書	母国他での学会活動及び研究発表について具体的に記入すること なお、原著論文等がある場合は添付すること
⑪ 身元保証書	所定様式 ※身元保証人は日本国内に在住している者に限る

別表 3

授業料等及び提出書類

納入金額	提出書類
660,000 円 ※（手数料）60,000 円（年間授業料）600,000 円	個人情報の保護に関する法律に係る同意書

※入金等については、研究生として入学許可確定後、医学事務課から案内します。

<本件に関する担当・問合せ>

大阪医科薬科大学

学務部医学事務課（大学院担当）西口

電話 072-683-1221（代表） / 内線 3034